



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 年末調整で受けられるいろいろな控除

### 1. 扶養控除等申告書を提出して受けられる控除

#### 扶養控除

扶養控除の対象(控除対象扶養親族)となるのは、合計所得金額が48万円(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円)以下の人です。

控除の種類		控除額
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	38万円
	特定扶養親族	63万円
	老人扶養親族	48万円
	同居老親等	58万円

#### 障害者控除

控除の種類		控除額
障害者控除 本人 同一生計配偶者 扶養親族	一般の障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者	75万円
勤労学生控除(本人のみ)		27万円

#### 寡婦控除・ひとり親控除

控除の種類		控除額
寡婦控除		27万円
ひとり親控除		35万円

(注1)「寡婦」とは から までの全ての要件を満たす人をいいます。

夫と離婚した後婚姻をしていない人

扶養親族を有すること

合計所得金額が500万円以下であること

事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと

夫と死別した後婚姻をしていない人若しくは夫の生死の明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下であること

ひとり親に該当しない人

(注2)「ひとり親」とは と の全ての要件を満たす人をいいます。

現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、生計を一にする子

(その年分の所得金額の合計額が48万円以下の子に限ります。)を有すること

合計所得金額が500万円以下であること

### 2. 配偶者控除等申告書を提出して受けられる控除

配偶者がいる場合には、次の控除を受けられる場合がありますので、次の控除の内容を確認し、該当する場合には、配偶者控除等申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

配偶者控除 あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円以下である

生計を一にする配偶者(同一生計配偶者)を有する場合に適用されます。控除額は、あなたの合計所得金額に応じて最高38万円(配偶者が老人控除対象配偶者の場合は、最高48万円)となります。

(注) 老人控除対象配偶者とは年齢70歳以上(昭和29年1月1日以前生)の人をいいます。

配偶者特別控除 あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円超133万円以下である生計を一にする配偶者を有する場合に適用されます。控除額は、あなた及び配偶者の合計所得金額に応じて最高38万円となります。